

2007 年前半の株主総会を 振り返って Q & A

制度調査部
堀内勇世

【要約】

- 上場会社の定時株主総会が集中する6月も終わった。
- 今年の総会でも議案が否決されるなどの出来事があった。
- そこで、今年の株主総会を振り返ってみる。

【はじめに】

今年の株主総会は、最初から驚きの連続でした。例えば、**東京鋼鐵** (5448) における会社提案の**株式交換に関する議案**に、**いちごアセットマネジメント**が反対し、結果として**否決**されました。また、結果として否決されましたが、**サッポロホールディングス** (2501) に対して、**スティール・パートナーズ** (・ジャパン・ストラテジック・ファンド (オフショア) ・エル・ピー) が株主提案を行いました。その後、定時株主総会が集中する6月末までに、いろいろな出来事がありました。その中から、ここでは、4つのテーマを選び出してお話させていただこうと思っております。

1 番目のテーマ (Q 1) は、「**今年の株主総会で会社提案の議案が否決された事例など**」についてお話させていただこうと考えております。昨年に続きいくつか事例が見受けられます。

2 番目のテーマ (Q 2) は、「**株主提案**」についてお話させていただこうと考えております。今年は、株主提案が目立ちました。

3 番目のテーマ (Q 3) は、「**委任状**」についてお話させていただこうと考えております。今年の株主総会では、委任状の勧誘が少々目立ちました。

4 番目のテーマ (Q 4) は、「**総会検査役**」についてお話させていただこうと考えております。今年の株主総会では、発行会社のほうから総会検査役の選任請求がされた事例が存在します。

<目次>

Q 1	「今年の株主総会で会社提案の議案が否決された事例など」について教えてください。	P. 2
Q 1-1	「会社提案議案が否決された事例」について教えてください。	P. 2
Q 1-2	「株主からの修正動議により修正された事例」について教えてください。	P. 3
Q 1-3	「会社が議案を撤回した事例」について教えてください。	P. 4
Q 2	「株主提案」について教えてください。	P. 5
Q 2-1	会社法の「株主提案権」について教えてください。	P. 5
Q 2-2	「株主提案の事例」について教えてください。	P. 5
Q 3	「委任状」について教えてください。	P. 7
Q 3-1	「委任状とは何か」について教えてください。	P. 7
Q 3-2	「委任状勧誘の事例」について教えてください。	P. 7
Q 4	「総会検査役」について教えてください。	P. 8

Q 1 「今年の株主総会で会社提案の議案が否決された事例など」について教えてください。

ここでは、①会社提案議案が否決された事例、②株主からの修正動議により修正された事例、③会社が議案を撤回した事例を紹介させていただこうと思っています。

Q 1-1 「会社提案議案が否決された事例」について教えてください。

【定款変更議案が否決された事例】

まずは、**定款変更議案が否決された事例**から見ていきたいと思えます。

5月に株主総会を開催した会社においては、TRNコーポレーション(3351)と、東京衡機製造所(7719)において定款変更議案が否決されています。**TRNコーポレーション**では、会社が行う事業範囲を拡大する定款変更議案が否決されています。**東京衡機製造所**では、発行可能株式総数、いわゆる授権枠を拡大する定款変更議案が否決されています。

6月に株主総会を開催した会社では、富士フイルムホールディングス(4901)、日本精密(7771)、太陽誘電(6976)において定款変更議案が否決されています。**富士フイルムホールディングス**では、発行可能株式総数、いわゆる授権枠を拡大する定款変更議案が否決されています。ご存知のとおり、定款変更では3分の2の賛成が必要とされています。富士フイルムホールディングスにおいては、65.97%の賛成があったと公表されています。これは、きわめて僅差で否決されたといえることができるでしょう。**日本精密**では、発行可能株式総数、いわゆる授権枠を拡大することなどを内容とする定款変更議案が否決されています。**太陽誘電**では、買収防衛策の導入等の定款変更議案が否決されています。なお、太陽誘電では、いわゆる授権枠を拡大する定款変更議案や、買収防衛策の具体的導入の議案は、別に会社から提案されていましたが、こちらは承認されています。

【取締役選任議案の一部が否決された事例】

次に、**取締役選任議案の一部が否決された事例**を紹介します。なお、取締役選任議案につき修正動議がありそれに基づき修正された事例については、別に後で紹介させていただきます。

6月に株主総会を開催した会社でそうした事例がありました。**パトライト**(6825)です。

<定款変更議案が否決された事例>

会社名	プレスリリース(適時開示資料)
【5月総会】	
TRNコーポレーション(3351)	2007.5.25
東京衡機製造所(7719)	2007.5.25
【6月総会】	
富士フイルムホールディングス(4901)	2007.6.28
日本精密(7771)	2007.6.28(2種類)
太陽誘電(6976)	2007.6.28

(出所) 大和総研制度調査部作成

<取締役選任議案の一部が否決された事例>

会社名	プレスリリース(適時開示資料)
【6月総会】	
パトライト(6825)	2007.6.27

(出所) 大和総研制度調査部作成

【株式交換に関する議案が否決された事例】

続いて、**株式交換に関する議案が否決された事例**があります。先ほどもお話した**東京鋼鐵**（5448）の事例です。これは、**2月に開催された臨時株主総会**での出来事です。いちごアセットマネジメントが、交換比率に同意できないとして、委任状勧誘などを行い、結果、会社提案の株式交換に関する議案が否決されたという事例です。

<株式交換に関する議案が否決された事例>

会社名	プレスリリース（適時開示資料）
【2月臨時総会】	
東京鋼鐵（5448）	2007. 2. 22

（出所）大和総研制度調査部作成

Q1-2 「株主からの修正動議により修正された事例」について教えてください。

株主からの修正動議により修正された事例としては、**3月の株主総会で2例、5月の株主総会で2例、6月の株主総会で3例**ありました。これらは、会社提案の取締役選任議案に関して修正動議が出された事例です。なお、ここで☆印を付してあるのは、見つけたプレスリリースなどから、会社が修正に賛成したと私が考えた事例です。

3月に株主総会を開催した会社としては、**ジャレコ・ホールディング**（7954 ☆）と、**セシール**（9937 ☆）があります。

5月に株主総会を開催した会社としては、**ビューカンパニー**（3033 ☆）と、**東京衡機製造所**（7719）があります。東京衡機製造所では、少々複雑で、会社提案以外にも、株主提案で取締役選任議案が出ており、株主提案のほうも修正されたようです。

6月に株主総会を開催した会社としては、**日本精密**（7771）、**トランスデジタル**（9712 ☆）、**テン・アローズ**（9885）があります。トランスデジタルも少々複雑です。候補者が辞退したことに伴い追加候補を加える修正でしたが、これは株主による修正動議である一方で、会社による修正動議でもあったようです。

なお修正動議については、株主提案のところ（Q2）でも少し説明を加えさせていただきます。

<株主からの修正動議により修正された事例>

会社名	プレスリリース（適時開示資料）
【3月総会】	
ジャレコ・ホールディング（7954 ☆）	2007. 3. 27
セシール（9937 ☆）	2007. 3. 23、2007. 3. 27
【5月総会】	
ビューカンパニー（3033 ☆）	2007. 5. 14
東京衡機製造所（7719）	2007. 5. 25
【6月総会】	
日本精密（7771）	2007. 6. 28
トランスデジタル（9712 ☆）	2007. 6. 25
テン・アローズ（9885）	2007. 6. 19、2007. 6. 20、2007. 6. 25

（出所）大和総研制度調査部作成

（※）☆印を付してあるのは、見つけたプレスリリースなどから、会社が修正に賛成したと判断した事例。

Q1-3 「会社が議案を撤回した事例」について教えてください。

【定款変更議案が撤回された事例】

第一に、**定款変更議案が撤回された事例**が、2例あります。アゼル（1872）と、オートボックスセブン（9832）です。どちらも6月に株主総会を開催しています。**アゼル**は、会社が行う事業範囲を拡大したり、取締役の人数の上限を減らすといった定款変更議案を撤回しております。**オートボックスセブン**は、種類株式の発行を可能とする定款変更議案を撤回しております。

【退任取締役の退職慰労金議案が撤回された事例】

第二に、**退任取締役の退職慰労金議案が撤回された事例**としては、**日特建設**（1929）があります。日特建設は、6月に株主総会を開催しておりますが、その場では、事業報告、計算書類及び連結計算書類などの報告ができませんでした。そこで、その日に株主総会を終了せず、7月13日に続けて行うということが決議されています。

【ストックオプション議案が撤回された事例】

第三に、**ストックオプション議案が撤回された事例**が、2例あります。**ビジネスバンクコンサルティング**（3719）と、**MCJ**（6670）です。前者のビジネスバンクコンサルティングは3月に株主総会を開催していますし、後者のMCJは6月に株主総会を開催しています。

【第三者割当ての議案等が撤回された事例】

そして最後になりますが、第四に、**第三者割当ての議案等が撤回された事例**としては、**ビジネスバンクコンサルティング**（3719）が存在します。前述のとおり、この会社は3月に株主総会を開催しています。

【その他】

なお、これ以外にも、任期を勘違いし監査役選任議案を提出したが任期が切れていないので撤回した事例や、取締役候補が辞退したためその候補に関する取締役選任議案の一部を撤回した事例なども存在しますが、会社名は省略させていただきます。

<会社が議案を撤回した事例>

会社名	プレスリリース（適時開示資料）
【定款変更議案が撤回された事例】	
アゼル（1872）	2007. 6. 26
オートボックスセブン（9832）	2007. 6. 27
【退任取締役の退職慰労金議案が撤回された事例】	
日特建設（1929）	2007. 6. 28
【ストックオプション議案が撤回された事例】	
ビジネスバンクコンサルティング（3719）	2007. 3. 27
MCJ（6670）	2007. 5. 31
【第三者割当ての議案等が撤回された事例】	
ビジネスバンクコンサルティング（3719）	2007. 3. 26

（出所）大和総研制度調査部作成

Q2 「株主提案」について教えてください。

ここでは、会社法で定められている「**株主提案権**」が行使された事例を簡単にですがご紹介したいと思います。

ただし、その前に、会社法の「株主提案権」とは何かを簡単にですが見ていきたいと考えております^(注1)。

(注1) 以下のレポート参照。

「株主提案の2007年の事例～その6」(堀内勇世. 2007. 7. 2 作成)

Q2-1 会社法の「株主提案権」について教えてください。

ここでは、会社法上の「取締役会設置会社」かつ「公開会社である会社」である、上場会社を念頭に、お話させていただきます。なお会社法上の「**取締役会設置会社**」とは、取締役会を置く株式会社、又は会社法の規定により取締役会を置かなければならない株式会社のことです。また、会社法上の「**公開会社**」とは、譲渡制限のない株式が存在する株式会社のことです。

会社法の株主提案権は、大雑把に言って、2つあります。①「**議案を提案して、株主総会の招集通知に記載させる**」という形の株主提案権と、②**動議形式の株主提案権**です。②の動議形式の株主提案権は、「株主総会の場で議案を提案する」という形の株主提案権ということができます。

①の株主提案権には、原則として、a) 総会の**8週間前まで**に行使しなければならない、b) 「**総株主の議決権の1%以上**」又は「**300個以上の議決権**」のうちいずれか低いほうの基準を満たさなければならない、c) **6ヶ月保有**していなければならない、といった要件をみたさなければなりません。これに対して、②の株主提案権には、このような要件が存在しません。一見すると②の株主提案権の方が簡単で便利そうですが、招集通知に記載された議案につき賛否を示す議決権行使書面などにより議決権を行使される方も多い上場会社では、株主総会のその場で、法の定める定足数を満たし、法の定める賛成を得ることは、通常、難しいと思われます。

Q2-2 「株主提案の事例」について教えてください。

それでは、株主提案の事例を見ていきましょう。②の株主提案の事例は先程修正動議の事例として掲げたものになりますので、ここでは、①の株主提案の事例のみ掲げさせていただきます。まず、会社名のみ、あげさせていただきます。

【3月総会】

3月に株主総会を開催した会社としては、**サッポロホールディングス**(2501)と、**ノーリツ**(5943)が存在します。

【5月総会】

5月に株主総会を開催した会社としては、**アライヴ コミュニティ**(1400)、**東京衝機製造所**(7719)、**アデランス**(8170)が存在します。

【6月総会】

6月に株主総会を開催した会社は、私が見つけた範囲では**22社**存在します。

大林組 (1802)、TTK (1935)、江崎グリコ (2206)、小野薬品工業 (4528)、シンニッタン (6319)、ブラザー工業 (6448)、電気興業 (6706)、ソニー (6758)、フクダ電子 (6960)、モリテックス (7714)、ペンタックス (7750)、東日本旅客鉄道 (JR東日本) (9020)、東京放送 (TBS) (9401)、テレビ東京 (9411)、東京電力 (9501)、中部電力 (9502)、東北電力 (9506)、九州電力 (9508)、電源開発 (J-POWER) (9513)、北沢産業 (9930)、因幡電機産業 (9934)、あずみ (9935) です。

なお、株式会社アイ・アールジャパンが公表している「2007年6月株主総会の動向(速報版)」によれば、6月に株主総会を開催した会社で株主提案があった会社は、ほかに、サンテック(1960)、廣済堂(7868)、有楽土地(8838)、関西電力(9503)、中国電力(9504)があるようです。

< 株主提案の事例(動議を除く) >

【3月総会】

サッポロホールディングス (2501) ノーリツ (5943)

【5月総会】

アライヴ コミュニティ (1400) 東京衡機製造所 (7719)
アデランス (8170)

【6月総会】

大林組 (1802)	TTK (1935)
江崎グリコ (2206)	小野薬品工業 (4528)
シンニッタン (6319)	ブラザー工業 (6448)
電気興業 (6706)	ソニー (6758)
フクダ電子 (6960)	モリテックス (7714)
ペンタックス (7750)	東日本旅客鉄道 (JR東日本) (9020)
東京放送 (TBS) (9401)	テレビ東京 (9411)
東京電力 (9501)	中部電力 (9502)
東北電力 (9506)	九州電力 (9508)
電源開発 (J-POWER) (9513)	北沢産業 (9930)
因幡電機産業 (9934)	あずみ (9935)

(出所) 大和総研制度調査部作成

【概観】

今年の株主提案では、いわゆるファンドによるものが目立ったといえます。また出された提案は、配当関連議案、取締役選任議案、買収防衛策に関する定款変更議案などです。その中には、総会までに取り下げられたものや、会社提案と重複するということで別議案とされなかったものなども存在しますが、**議案として提出され審議されたものは、否決されたようです。**それゆえ、株主提案は受け入れられなかったかのようなわれ方をされる場合がありますが、そう簡単にはいえないのではないかと思います。

例えば、**企業年金連合会**は、「平成19年6月株主総会インハウス株主議決権行使結果について」を公表しています。その中で、6月総会の株主提案について、「個別に検討のうえ、株主価値の向上に資すると判断される議案に賛成した。」と記述しております。実際にも、**剰余金処分等に関する議案で21.4%賛成し、役員報酬額の開示等に関する議案で66.7%賛成し、取締役もしくは取締役会の問題に関する議案では11.1%賛成したと公表しています。**

このように、議案によっては賛成に回る可能性があるわけです。それゆえ、会社は今後も株主との意思疎通を十分に図りつつ運営しなければならないと思われます。不十分な場合、株主提案

が承認されることもあるかもしれません。

Q 3 「委任状」について教えてください。

ここではまず、委任状とは何かというところ見た上で、今年の株主総会で委任状勧誘が行われた事例を名前だけですが、いくつかあげさせていただこうと思います^(注2)。

(注2) 以下のレポート参照。

「株主総会の委任状」(堀内勇世. 2007. 6. 19 作成)

Q 3-1 「委任状とは何か」について教えてください。

【委任状とは】

株主は代理人によって株主総会で議決権を行使すること(「議決権の代理行使」)ができます。その際、代理人が代理権を証する書面として、通常、会社に提出するのが「委任状」といわれるものです。なお、この委任状は、株主総会の日から3カ月間、本店に備え置かれ、株主は原則として閲覧等が可能とされています。

この委任状をめぐって、**勧誘活動**が行われることがあります。例えば、①会社提案の否決を目指して、議決権の代理行使のための委任状を株主が勧誘することや、②株主提案権を行使して議案を提出した株主が、自己の提案への賛同を求めて、議決権の代理行使のための委任状を勧誘することがあります。

【証券取引法の規制】

このような**委任状の勧誘が上場会社に関して行われる場合、証券取引法の規制**が課せられています。例えば、a) 勧誘する者は、法令に基づいた議決権行使の代理行使に関して参考となる書類を、勧誘時に提供しなければならないとか、b) 委任状等を株主に交付した後、直ちに、委任状等を金融庁長官に提出しなければならない等の規制が課せられています。

Q 3-2 「委任状勧誘の事例」について教えてください。

私の見つけた事例を、会社名程度ですがご紹介させていただきます。

一つ目が、**東京鋼鐵**(5448)が提案した株式交換に関する議案に、**いちごアセットマネジメント側**が反対するために委任状を勧誘した事例です。

二つ目が、**ドトールコーヒー**(9952)が提案した株式移転による経営統合議案と買収防衛策導入議案に、**ハービンジャー側**が反対するために委任状を勧誘した事例です。ここでいうハービンジャーとは、ハービンジャー・キャピタル・パートナーズ・マスターファンド・I・リミテッドのことです。

三つ目が、**シンニッタン**(6319)に対して、配当議案や取締役選任議案などを株主提案した**セーフ・ハーバー側**が、委任状を勧誘した事例です。ここでいうセーフ・ハーバーとは、セーフ・ハーバー・マスター・ファンド エルピーのことです。

四つ目が、**東京放送**(TBS)(9401)に対して、取締役選任議案や買収防衛策にかかわる定款変更議案を株主提案した**楽天**(4755)**側**が、委任状を勧誘した事例です。

Q 4 「総会検査役」について教えてください。**【総会検査役とは】**

総会検査役という制度は、紛糾が予想される株主総会において、裁判所に選任された検査役に、株主総会の招集手続きおよび決議の方法を調査させ、裁判所に報告させることにより、違法ないし不正な手続を防止するための制度です。また、この検査役は、後の訴訟などの証拠を確保するという役割も担うこととなります（注3）。

【総会検査役選任請求権】

この総会検査役は裁判所に選任してもらうことになるのですが、裁判所に選任を請求する権利、つまり**総会検査役選任請求権**は、**株主**以外にも、**発行会社**に与えられています。なお、発行会社にも請求権が与えられるようになったのは、昨年5月から施行された会社法によってです。

ところで、**株主**がこの総会検査役選任請求権を行使するには、**総株主の議決権の1%を6ヶ月保有**すると言う要件を満たさなければなりません。

【会社が請求した事例】

ここでは、発行会社から総会検査役選任請求権を行使した事例が見つかりましたので、会社名だけですが、紹介させていただきます。

ブルドックソース（2804）、**東京放送**（TBS）（9401）、**ドトールコーヒー**（9952）の3つの事例が見つかりました。

（注3）以下のレポート参照。

「会社法における総会検査役選任請求権」（堀内勇世. 2007. 5. 30 作成）